

第2次桜川市行財政改革大綱



平成23年8月制定

茨城県 桜川市

目 次

第 1 策定の趣旨	1
第 2 行財政改革の方向性	
(1) 行政を取り巻く環境	1
(2) 桜川市の現状	2
第 3 行財政改革の基本目標	2
第 4 行政改革の推進体制	
(1) 推進期間	3
(2) 推進体制	3
(3) 実施計画の策定	3
(4) 実施状況の公表	3
第 5 行財政改革の主要事項	
(1) 計画的・効率的な自治体運営の推進	4
(2) 行政サービスの向上	5
(3) 健全な財政運営の推進	5
(4) 市民協働のまちづくりの推進	6
※ 参 考	
桜川市行財政改革推進体制	7

第1 策定の趣旨

地方自治体にあつては、少子高齢化や人口減少の進行への対応、更には世界的な金融危機による経済の低迷が続く中において、急激な社会経済情勢に対応できる行政経営が求められています。

また、国が推進する地方分権においては、第2期地方分権改革として、地域のことは地域が責任を持って決定する地域主権の構築を目指し、地方への権限移譲の推進、事務処理等の義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保など一層の推進が予定されており、地方分権型社会への変換が急務となっています。

桜川市は、平成17年10月1日の合併を契機に、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、事務事業の整理統合を実施するとともに、財政基盤の強化を図るため、定員管理の適正化及び行政経費の節減など、行財政改革を推進してきましたが、新たな行政課題や、刻々と変化する社会経済情勢に対応していくため、より一層の行財政改革に取り組むこととし、新たな行財政改革大綱を策定しました。

第2 行財政改革の方向性

(1) 行政を取り巻く環境

国・地方ともに非常に厳しい財政環境の中、平成16年12月に閣議決定された「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」等により、国は、より積極的な行政改革の推進を地方に求めてきましたが、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」により、地方公共団体は、地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じることになり、さらなる地方分権の推進に向け、地方は国に左右されることなく、自主的に行政改革を推進することになりました。

① 不透明な財政環境

地方公共団体を取り巻く財政環境は、三位一体の改革により、一定の税源移譲が行われたものの、補助金及び地方交付税が大幅に削減され、非常に厳しい状況になっています。このようことから新政権は、地域主権国家を目指し、事務事業の権限とともに財源を大幅に移譲することとしています。先行きは不透明な状況にあります。

② 効率的・効果的行政運営の推進

平成20年秋の「リーマン・ショック」から続く景気の急速な落ち込みが、日本経済を疲弊させています。一部で回復の動きが見えるものの、これが景気の本格回復につながるかは予断を許さない状況です。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、桜川市においても多大な被害があり、災害復興に向け早急な対応が求められるほか、税収減等、さまざまな影響が考えられま

す。

このようなことから、限られた財源を効率的・効果的に活用することをさらに進めていかなければなりません。

③ 地方分権への対応

平成12年に施行された地方分権一括法により、これまで国が持っていた権限が地方に移譲されるとともに、地方の政治は地域住民が選んだ代表者（議員・長など）や地方政治機関を通じて行うべきとする考え方が浸透してきました。今後とも地方公共団体は、市民の福祉向上を目指し、限られた財源の中で、特色のある施策を実施していかなければなりません。

（２）桜川市の現状

本市における行財政改革は、平成18年7月に策定された大綱を基にし、事務事業の再編整理、財政運営の収入の確保、市民と行政の協働、定員管理・適正化、公営企業の適正化など様々な取り組みを行ってきました。

●平成18年7月大綱策定（平成18年度～平成22年度 5年間）

国の三位一体の改革による更なる地方分権の推進において、自治体の自己決定、自己責任のもと、自主性・自立性のある自治体運営が求められる中、町村合併を契機とし、厳しい財政状況も踏まえ、組織機構のスリム化、市民サービス向上を目指した事務事業の整理統合、財政基盤の強化を図るための定員管理・適正化の推進、行政経費の節減を目指し、実施計画による具体的な数値目標を設定しました。

【主要事項】

- ①事務事業の効率的な推進体制の確立
- ②計画性のある財政運営と収入の確保
- ③市民と行政の協働による魅力的なまちづくり
- ④組織機構の見直しと人材の育成
- ⑤市民への説明と開かれた市政の推進

第3 行財政改革の基本目標

これからの行財政運営は、今後も予想される厳しい行財政環境を乗り越え、地方分権化時代にふさわしい自立した行政体として、効率的・効果的な市政運営を推進していく責務があります。これまで以上にコスト意識を強く持ち、行財政資源の有効な活用を目指すことが重要であります。それには、行財政の全体像を常に把握し、事務事業の見直しを行うと共に、単に削減だけを目標とするのではなく、創意工夫を加えながら、市民が求める、より質の高い行政サービスを提供できるよう努めていかなければなりません。

また、その手法としては、市民の公共・公益活動への参加の意識を高め、地域、団体、企業等

を含めた多くの市民との連携・協働により、住みよいまちを創りあげていく場づくりに努めます。そして、市民と目標を共有しながら、お互いが責任と役割を分担し、協力し合いながら『市民が主役のまちづくり』の実現を目指し、次の項目を基本方針として、行財政改革に取り組めます。

(1) 計画的・効率的な自治体運営の推進

(時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくりまします。)

(2) 行政サービスの向上

(市民本位の視点でサービスを見直します。)

(3) 健全な財政運営の推進

(適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。)

(4) 市民協働のまちづくりの推進

(市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。)

第4 行財政改革の推進期間及び推進体制

この行財政改革大綱は、本市の行財政改革の基本的な方向性を明らかにしたものであります。今後は、市議会をはじめ広く市民の理解と協力のもとに、この大綱に基づき、行財政改革の着実な推進に取り組んでまいります。

(1) 推進期間

本大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

(2) 推進体制

本大綱の推進に当たっては、市長を本部長とした「桜川市行財政改革推進本部」が中心となり、「幹事会」と「行革推進部会」の9部会(市長公室部会、総務部会、市民生活部会、保健福祉部会、経済部会、建設部会、上下水道部会、教育委員会部会、議会事務局部会)において、全庁体制の下に、この改革を着実に推進いたします。

一方、各関係機関及び公募による市民の方々の参加と協力を得ながら、改革を推進するため、「桜川市行財政改革推進委員会」を設置し、各方面からの意見を拝聴しながら改革を推進いたします。

(3) 実施計画の策定と進行管理

この大綱を推進するため、「桜川市行財政改革実施計画」を策定し、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき、進行管理を実施します。計画策定に当たっては、具体的な取組内容やスケジュールを定め、目標設定の数値化に努めます。

(4) 実施状況の公表

行財政改革の実施状況については、「市報さくらがわ」やホームページ等を通じて市民に公表し、改革の進行状況の監視と推進の支援を図り、市民の理解と協力のもとで行財政改革を進めます。

第5 行財政改革の主要事項

(1) 計画的・効率的な自治体運営の推進

① 計画的な行政の推進

- 市の総合計画を基本とし、各施策・計画との整合性を図りながら、効果的な事務・事業を推進します。
- 市の施策等の推進に当たっては、重点化を図るとともに、その必要性や費用対効果について十分な検証を行いながら推進します。
- 中・長期的な展望に立った行財政運営に努めると共に、地方分権化時代にふさわしい組織を構築してまいります。

② 効率的な事務事業の推進

- 経営の視点に立った、より良い行政を効果的に市民に提供するため、経営資源を最大限に活用しながら、コスト意識、迅速性、説明責任に根ざした「行政を経営」することを基本として、市民の感覚、成果重視の観点に基づいた効率的な行政評価システムを確立してまいります。
- 企業等の技術や情報を活用し、行政サービスの向上を図ることを目的として、指定管理者制度、業務の民間委託を進めます。

③ 組織体制の適正配置

- 地方分権が進み行政事務量が増加していく中で、市民の要望に迅速に対応出来る組織機構を常に意識し検討してまいります。また、必要な組織機構の再編・整備を随時進めていきます。
- 職員の定員管理について、定員適正化計画をもとに、組織機構と職員配置により適正な定員管理を行います。また、今後の職員数が減る中でサービスを維持する方策として業務の外部委託を積極的に推進します。
- 職員の給与制度については、地方自治法並びに地方公務員法を遵守するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、他市との均衡や民間の動向等を考慮しながら適宜見直しを図ります。
- 公務員制度改革の動向などを踏まえながら、成果主義や能力主義に基づいた職員の能力を公平に評価できる仕組みづくりを構築してまいります。

④ 公共施設の適正配置に向けた見直し

- 合併により、旧町村の公共施設はすべてそのまま市に引き継いでいるため、市民の利便性を考慮しながら、施設の統廃合を含め、適正配置に向けた見直しを進めます。また、市民サービスの向上と行政組織の機能発揮を図るうえで、現在の分散する庁舎の在り方について、中・長期的な視点からの検討が必要です。さらに、今後の少子化の進行に伴う学校・幼稚園

などの教育関連施設、保育所などの福祉施設等のこれからの在り方などについても重要課題として検討を進めていきます。

(2) 行政サービスの向上

① 市民サービスの向上

- 高度化・多様化する市民ニーズに適切かつ迅速に対応し、質の高いサービスを提供するため、市民にとって必要なサービスを改めて問い直し、財政の健全化とのバランスを考慮しながら、市民が納得できるサービスを市民の視点に立って見直します。
- 地方分権の推進に伴う権限移譲について、市民ニーズを考慮しながら権限の受け入れを進めます。

② 電子サービスの充実

- ICT(情報通信技術)の活用による市民サービスの向上や、適時適正な情報提供など、市民に便利な行政システムを創出していくとともに、事務の効率化とサービスの拡充を図ります。

③ 職員の資質向上

- 地方分権が進展し、これまで以上に自己決定・自己責任に基づく行財政運営が求められており、職員は施策を立案・遂行する能力を高めなければなりません。それには、長期的な視点で職員の能力開発を推進すると共に、幅広い職業意識を養うため、県・他市町村及び民間企業との人事交流や研修制度を推進します。
- 社会変化に伴う行政需要に対応できるスペシャリストを採用するなど、多様な人材の活用と職員の意識改革、資質向上に努めます。また、組織活性化のため、職員配置に際し、自己申告制などを推進いたします。

(3) 健全な財政運営の推進

① 計画的な財政運営の推進

- 限られた自主財源を効果的に活用するため、各種補助制度等を取り入れながら、緊急性・必要性を考慮して、中・長期的な視点で重点的・効果的な予算編成を行い、計画的な財政運営に努めます。
- 予算執行にあたっては、常に執行率と費用対効果を意識し、経費全般にわたり徹底的な見直しを行い、先例や慣例にとらわれずその節減・合理化を図ります。
- 各種団体に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、既得権益にとらわれず、整理合理化に努めます。
- 公共工事について、直接的な工事コストのほか総合的なコストの縮減に努めます。

② 財源確保対策の推進

- 税収等の確保にあたっては、課税客体の適正な把握に努めるほか、市税等の滞納が納税者間の不公平感を生じさせないよう、負担の公正性の観点から滞納整理等を着実に実施いたします。また、その他の使用料等についても、受益者負担の公平性や徴収率の向上等に努めるなど、自主財源の確保に努めます。

③ 市有財産の有効活用と適正管理

- 市有財産について、現状と課題を明確にし、その利活用についての基本的な考え方を定めます。また、未利用地については、貸付や売却処分等により積極的に利活用することにより財源確保や維持管理費の節減を図るとともに、適正な管理を進めます。

(4) 市民協働のまちづくりの推進

① 市民主体のまちづくり

- 地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進するためには、市民の主体的な参画が必要です。地域主体組織やボランティア団体などによる公的な市民活動が活発に行われて行政との協働が進むことにより、地域課題への対応やコミュニティづくりの推進が期待されることから、公的市民活動への支援を推進します。

② 市民との情報の共有

- 市民に信頼され、市民参加による開かれた市政運営を実現するためには、市民と行政が情報を共有することが必要です。市政情報の公開を徹底するとともに、わかりやすい情報内容に心がけ、広報紙やホームページ等による情報公開の充実を図るなど、的確な情報提供と提供機会の充実、提供手段の周知につとめ、より多くの市民に情報を提供してまいります。

③ 開かれた行政運営

- 市民と行政の協働のあり方について、市民がやるべきこと、市民と行政が一緒になってやるべきことを明確にしたうえで、協働のまちづくりを進めることが大切です。市民の視点からまちづくりへの市民参加を推進するとともに、各種事業計画の策定等にあたっては、市民の意思がより反映されるような市民参加型の運営体制づくりを推進いたします。

桜川市行財政改革推進体制

行財政改革推進本部

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：市長公室長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、経済部長、建設部長、教育次長、上下水道部長、議会事務局長、会計管理者

所掌事項

- (1) 行財政改革大綱の策定
- (2) 行財政改革実施計画の策定・推進
- (3) 指定管理者の審査・選定
- (4) その他重要事項の総合調整

行財政改革推進委員会

委員20人以内

- (1) 区長
- (2) 商工団体
- (3) 女性団体
- (4) 議会
- (5) 知識経験者
- (6) 市民公募に応じた者

所掌事項

- (1) 行財政改革大綱の策定
- (2) 行財政改革の進行管理
- (3) その他必要と認める事項

意見を
反映

付
議

報
告

行革推進部会

9 部会

市長公室部会、総務部会、市民生活部会、保健福祉部会、経済部会、建設部会、上下水道部会、教育委員会部会、議会事務局部会

部会長：本部員

部員：部会長が職員を指名又は公募をもって充てる。

所掌事項

- (1) 各部等の実施計画の手法・目標設定
- (2) 各部等の実施計画の活動計画・実施
- (3) その他必要と認める事項

幹事会

幹事長：総務部長

副幹事長：市長公室長

幹事：総務課長

財政課長

企画課長

職員課長

所掌事項

- ・部会間の調整
- ・各部会の改革すべき事項の取りまとめ

部会間
の調整